

日医発第 173 号 (庶 40)

平成 20 年 5 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 唐澤 祥人



「ねんきん特別便」に関する協力依頼について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では年金記録問題の解決に向け、すべての年金受給者並びに現役加入者を対象（「5,000 万件の未統合記録」と結び付く可能性がある方（1,030 万人）には、本年 3 月までにすでに送付済であるため、これらの方は除く）として、「ねんきん特別便」を本年 4 月より順次発送し、国民一人ひとりに自身の年金記録の確認をお願いしております。

そうしたなか、医療関係者は複数の医療機関にわたって勤務される方や開業医として勤務される方など様々であり、複数の年金記録を有する方が多いと考えられることから、厚生労働省は医療関係者における「ねんきん特別便」の確認作業が円滑に行われるよう、本会に協力依頼（別紙 1 参照）を行ってまいりました。

これを受け、本会では会員に対し、日医ニュースや日医雑誌等を通じて、その周知に努めることといたしております。

つきましては、本会の取り組みにご理解いただきますとともに、貴会におかれましても、「ねんきん特別便」の周知に向けた下記取り組みについて、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 貴会広報誌、ホームページを利用して、「ねんきん特別便」の確認に関する周知を行って下さい。（別紙 2 参照）
- 2 貴会ホームページより政府広報用チラシをダウンロードできるようご準備願います。なお、政府広報用チラシの PDF データは後日、電子メールをもって送信いたします。



別紙1

医政発第 0507007 号

平成20年5月7日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「ねんきん特別便」に関する協力依頼について

年金記録問題については、国民の皆様にも多大なご迷惑・ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。現在、一刻も早く皆様の年金記録を正しいものとするよう、政府を挙げて、様々な取組を進めております。

まず、第1段階として、「5,000万件の未統合記録」と「受給者と加入者合計1億人の記録」をコンピュータ上で突き合わせ、その結果、記録が結び付く可能性がある方々1,030万人への「ねんきん特別便」の送付を、3月末までに完了いたしました。

そして、4月からは、第2段階として、3月までに送付した方以外のすべての年金受給者に5月までに、また、すべての現役加入者に10月までに、合計9,500万人に「ねんきん特別便」をお送りするという、新たな取組に着手しているところです。

年金記録問題の解決のためには、お送りした「ねんきん特別便」について、お一人お一人の方に、ご自身の記録に漏れや間違いがないかをきちんとご確認いただき、必ずご回答いただくことが何より重要です。

医療関係者については、複数の医療機関にわたって勤務される方や開業医として勤務される方など様々であり、複数の年金記録を有する方が多いと考えられることから、特にご自身の記録に漏れや間違いがないかご確認いただきたいと思っております。

また、寝たきりの方、認知症の方、障害のある方等については、関係団体の皆様と十分に連携して支援していくことが必要であり、また、元気な高齢者の方々についても、地域での回答の呼びかけ運動を進めていただくことが大切です。

このため、厚生労働省においては、「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の基本的取組方針」及び「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の行動計画」を策定し、「ねんきん特別便」に関する周知・広報、「ねんきん特別便」を受け取られた方への支援等について、厚生労働省を挙げて、介護・福祉関係者、経済団体、企業、労働組合等幅広い方々の御協力を得て取り組むことにいたしました。

つきましては、貴会からも、「ねんきん特別便」の円滑な実施に向けて、下記のとおり、御協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 「ねんきん特別便」に関する周知・広報

(1) 実施方法

- ① 貴会の広報誌・ホームページ、掲示板等への広報資料の掲載
- ② 貴会会員等の関係者に対する広報資料の配布
- ③ 必要に応じて社会保険事務所職員の派遣を要請し「ねんきん特別便」に関する説明会の開催
- ④ 上記①から③までに掲げる「ねんきん特別便」の周知・広報に関する取組について、貴会から各都道府県の貴会関係者等に対して協力依頼

(2) 使用する広報資料

- ① 「全ての方用」(別添1)
幅広い年齢向けに周知・広報する場合
- ② 「現役の加入者の方用」(別添2)
主として現役世代の方(貴会会員の方など)向けに周知・広報する場合
- ③ 「年金受給者用」(別添3)
主として高齢者の方向けに周知・広報する場合

2 取組状況の報告等について

今後、貴会に御協力いただいた内容につきまして、公表するとともに、御報告いただくことを予定しておりますので、その際には御協力よろしくお願いいたします。

「ねんきん特別便」 年金記録の確認にご協力ください。

4月からすべての年金受給者に、6月から加入者の方にお届けします

○ 緑色の封筒でお届けします。

- ・年金を受けておられる方 = 本年4月から5月までの間
- ・現役加入者の方 = 本年6月から10月までの間

○ 年金記録のご確認をお願いいたします。

- ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
- ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

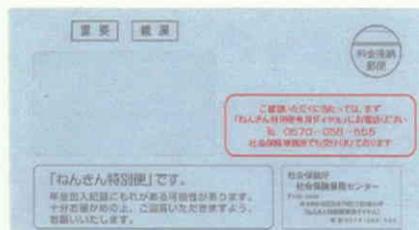
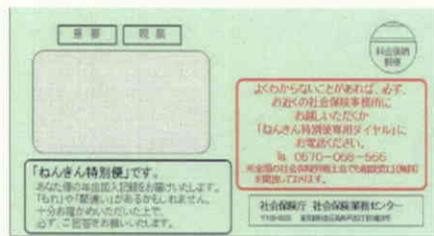
※ 年金記録が変われば、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、年金額が増える可能性が高いので十分にご確認ください。

【年金支給額が増えた例 (A男さん75歳の場合)】

13か月分のお勤め期間の記録もれが見つかり、これからの年金受給額が年額で約5万円増え、過去に受給できた年金として約53万円をまとめて受け取れました。

○ ご家族の方にも届きます。

ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答いただけるよう、ご協力をお願いします。(ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。)



※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」をお届けしている方は、年金記録にもれがある可能性が高い方ですので、特に注意してご確認ください。

(まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。結びつく可能性がある記録についての具体的な情報を提供いたします。)

ご質問・お問い合わせは

○ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」

0570-058-555



※ IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
※ 一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

○ お近くの社会保険事務所 または 年金相談センター

※ 都道府県社会保険労務士会でも無料相談を受付しています。

※ 詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時

※上記以外の受付日時については、
社会保険庁HP(<http://www.sia.go.jp/>)
でご案内しております。

「ねんきん特別便」 年金記録の確認にご協力ください。

現役加入者の皆様へ

○ 緑色の封筒でお届けします。

本年6月から10月までの間に、すべての現役加入者の方々へ「ねんきん特別便」をお届けします。

- ・国民年金に加入中の方には、直接ご本人の住所へ
- ・厚生年金保険に加入中の方には、原則お勤めの会社を通じて

○ 年金記録のご確認をお願いします。

- ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
- ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

(お勤めの会社から「ねんきん特別便」を受け取られた場合には、原則としてご回答は会社経由でいただくこととなります。)

○ 平成8年以前に旧姓で年金に加入していた方はご注意願います。

結婚等により氏名を変更されている方の記録が、いわゆる持ち主不明であった「5000万件」の記録の中に多数存在することが見込まれています。これらの年金記録は、皆様からのお申し出により、速やかに記録に結びつけることができますので、ご協力をお願いします。

○ 住所変更の手続きをお願いします。

「ねんきん特別便」を確実にお届けするためには、正しい住所の届出が必要です。住所異動の際は、変更の手続きを忘れずをお願いします。



※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」をお届けしている方は、年金記録にもれがある可能性が高い方ですので、特に注意してご確認ください。

(まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供いたします。)

※ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答いただけるよう、ご協力をお願いします。(ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。)

ご質問・お問い合わせは

○ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」

月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時

※上記以外の受付日時については、
社会保険庁HP(<http://www.sia.go.jp/>)
でご案内しております。



0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

○お近くの社会保険事務所 または 年金相談センター

※ 都道府県社会保険労務士会でも無料相談を受付しています。

※ 詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

「ねんきん特別便」 年金記録の確認にご協力ください。

年金受給者の皆様へ

○ 緑色の封筒でお届けしています。

本年4月から5月までの間に、すべての年金受給者の方へ「ねんきん特別便」をお届けしています。

○ 年金記録のご確認をお願いいたします。

・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。

・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

※ 年金記録が変われば、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、年金額が増える可能性が高いので十分にご確認ください。

【年金支給額が増えた例 (A男さん75歳の場合)】

13か月分のお勤め期間の記録もれが見つかり、これからの年金受給額が年額で約5万円増え、過去に受給できた年金として約53万円をまとめて受け取れました。

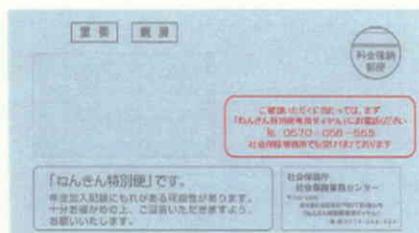
○ 平成8年以前に旧姓で年金に加入していた方はご注意願います。

結婚等により氏名を変更されている方の記録が、いわゆる持ち主不明であった「5000万件」の記録の中に多数存在することが見込まれています。

これらの年金記録は、皆様にお申出いただくことにより、速やかに記録に結びつけることができますので、ご協力をお願いします。

※ 「ねんきん特別便」の回答は、代理人の方が行うこともできます。

※ 年金の来訪相談も、本人の委任状があれば家族や友人の方でもできます。



※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」をお届けしている方は、年金記録にもれがある可能性が高い方ですので、特に注意してご確認ください。

(まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供いたします。)

※ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答いただけるよう、ご協力を願います。(ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。)

ご質問・お問い合わせは

○ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」

月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時

※上記以外の受付日時については、
社会保険庁HP(<http://www.sia.go.jp/>)
でご案内しております。



0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

○お近くの社会保険事務所 または 年金相談センター

※ 都道府県社会保険労務士会でも無料相談を受付しています。

※ 詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

「ねんきん特別便」に関するお願い

年金記録問題の解決に向け、厚生労働省では本年4月より、すべての年金受給者並びに現役加入者を対象（※）として、「ねんきん特別便」を順次発送し、国民一人ひとりに自身の年金記録の確認をお願いしております。

つきましては、「ねんきん特別便」がお手元に届きました際には、内容を十分にご確認いただいたうえ、必ずご回答いただくようお願いいたします。

ご家族や同僚の医療関係者、患者さんに対しましても、「ねんきん特別便」の確認に係る周知について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

また、医療機関の待合所などに、以下にお示しいたします「ねんきん特別便」に係る政府広報用チラシを、備え付けていただければ幸いです（チラシは日医HPよりダウンロードいただけます）。

皆様方のご協力をお願いいたします。

※「5,000万件の未統合記録」と「受給者・加入者記録」をコンピュータ上で突き合わせた結果、記録が結び付く可能性がある方（1,030万人）に対しては、本年3月までに「ねんきん特別便」をすでに送付済ですので、これらの方は除きます。

—社会保険庁からのお知らせ— (すべての方用)

「ねんきん特別便」年金記録の確認にご協力ください。

4月からすべての年金受給者に、6月から加入者の方にお届けします

○ 緑色の封筒でお届けします。

- 年金を受けておられる方 = 本年4月から5月までの間
- 現役加入者の方 = 本年6月から10月までの間

○ 年金記録のご確認をお願いします。

- 年金記録に「むれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
- 「むれ」や「間違い」がある場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

※ 年金記録が変われば、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、年金額が増える可能性が高いので十分にご確認ください。

【年金支給額が増えた例（A男さん75歳の場合）】

13か月分のおおむね前年の記録もれが見つかり、これからの年金受給額が年額で約5万円増え、過去に受給できた年金として約53万円をまとめて受け取れました。

○ ご家族の方にも届きます。

ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の履歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答いただけるよう、ご協力をお願いします。（ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。）




※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」をお届けしている方は、年金記録にもれがある可能性が低い方ですので、特に注意してご確認ください。

(まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。結びつく可能性がある記録についての具体的な情報を提供いたします。)

ご質問・お問い合わせは

○ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」

0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※一部の年金相簿は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで、

○お近くの社会保険事務所 または 年金相談センター

※ 都道府県社会保険労務士会でも無料相談を受けています。

※ 詳しくは、HP (<http://www.ssa.go.jp/>) まで。

月～金曜日 午前9時～午後5時
土・日曜日 午前9時～午後5時
※上記以外の受付時間については、社会保険庁(03-6700-1144)までお問い合わせください。